

船橋市教育委員会会議 6 月定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 6 月 23 日 (木)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 35 分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員

委 員 長	石 坂 展 代
委員長職務代理者	中 原 美 恵
委 員	篠 田 好 造
委 員	山 本 雅 章
教 育 長	石 毛 成 昌

4. 出席職員

教育次長	阿 部 裕
管理部長	石 井 雅 雄
学校教育部長	魚 地 道 雄
生涯学習部長	高 橋 忠 彦
管理部参事兼総務課長	二 通 健 司
学校教育部参事兼学務課長	藤 澤 一 博
財務課長	泉 對 弘 志
施設課長	千々和 祐 司
指導課長	鈴 木 正 伸
保健体育課長	岩 村 彰 喜
総合教育センター所長	山 本 稔
社会教育課長	小 川 佳 之
文化課長	武 藤 三 恵 子
生涯スポーツ課長	加 納 誠 一
中央図書館長	野々村 好 造
市民文化ホール館長	田久保 里 美
船橋高等学校長	竹 内 英 世
青少年課長補佐	海老原 保
指導課副主幹	加 郷 正 英

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

請願第 1 号 中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願について

議案第 25 号 船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

議案第 26 号 平成 24 年度船橋市立船橋高等学校第 1 学年入学者選抜要項について

議案第 27 号 船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について

議案第 28 号 船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

議案第 29 号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

第 3 報告事項

(1) 平成 23 年度船橋市小・中学校音楽発表会 (第 33 回サマーコンサート) について

- (2) 平成 2 3 年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (3) 平成 2 3 年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (4) JAXA 宇宙飛行士 山崎直子 特別講演会について
- (5) 第 4 7 回船橋市中学校総合体育大会の実施計画について
- (6) 学校プールの実施について
- (7) 放射線量の測定について
- (8) 「キッズ船橋号 お別れの会」について
- (9) 第 2 4 回船橋市文学賞について
- (1 0) ホテルの自由観賞会の実施報告について
- (1 1) 学校プール開放事業について
- (1 2) NHK 千葉放送局新放送会館竣工記念
E テレ「スクール Live Show for TEENS」公開録画の実施について
- (1 3) その他

6 . 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議 6 月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りします。

5 月 1 9 日に開催いたしました教育委員会会議 5 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、6 名より申し出がありました。

船橋市教育委員会傍聴人規則により、傍聴の定員は 5 名と定められておりますが、よろしければ 6 名全員の傍聴を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、6 名の傍聴を認めます。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第27号、議案第28号及び議案第29号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取り扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案については、傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、当該議案を報告事項(13)の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、議事に入ります。

初めに、請願第1号について審議いたします。

この件につきまして、審議参考のため、指導課、説明願います。

【指導課長】

ご説明いたします。

教科書採択の事務に当たりましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、市町村教育委員会は、県教育委員会の指導、助言、また援助により行うこととなっております。

具体的には、平成23年6月13日付で、県教育委員会からありました通知「義務教育諸学校における平成24年度使用教科用図書の採択について」により、各採択地区の実態を踏まえ、教育基本法や学習指導要領の基本的な考え方、内容を実現する上でふさわしい教科用図書の採択に留意し、適正かつ公正な採択業務を行うこととされております。

なお、教科書採択に当たりましては、文部科学省初等中等教育局長の平成14年8月30日付、「教科書制度の改善について」の通知で、静ひつな採択環境の確保をしていくことが重要であり、また、開かれた採択の一層の推進のため、採択結果や理由等の採択に関する情報の積極的な公表に努めることとされております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

今、ご説明いただいたんですけれども、請願の理由のところを拝見して、非常に重要なご指摘がされているというふうに感じたんですが、5番の部分のところで、「課題作業が充実している」とか、学習しやすいということが、やや付随的事項というふうに、こちらでは記載されているんですけれども、調査に当たっては、この部分に対してどのように各教科書を調査していくのかみたいなことは、説明いただいたりできるでしょうか。

【指導課長】

お話しが小さくて、すみません。

【中原委員】

大きな声で言います。

「課題作業が充実している」とか、「学習しやすい構成になっている」とかという例があって、大切ではあるが、やや付随的な事項だというふうに記載されているんですけれども、こうした点に関して、つまり、児童生徒の学習に適切かどうかというところを調査する項目は、従来はどんな項目で調査されてきたのかということが、今お手元でわかるかどうか、お尋ねしたかったのです。

【指導課長】

教科書の調査に関しましては、教科書の内容、組織配列、それから、教科書の表現、造本等、総合的に調査し、判断することとしております。

【中原委員】

余り細かな項目にはなっていないということですね。

【指導課長】

そうでございます。

【中原委員】

わかりました。

【委員長】

ほかの委員の方、どうでしょうか。

【山本委員】

後でも意見を述べたいと思うんですけれども、もし、この請願を可決したということになると、採択をされたということになると、これに対しての縛りというんですか、それはどのようなものに

なるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。法律とか、そういうわけではないわけですね。その請願を受け入れましたよということだけでよろしいですか。

【指導課長】

請願につきましては、特定の歴史・公民教科書の採択という特定の教科書について請願がされておりますが、すべての教科を同じ考え方で採択をしなければならないというふうにとらえております。

したがって、特定の教科書についてのみ、こうであるというような請願ではなく、すべての教科書が同じ考え方で、同じ基準でというふうな採択が望ましいのではないかと考えます。

【山本委員】

採択はそうなんですけれども、この請願は、受け入れるかどうかという、例えば、仮に受け入れるというふうになった場合には、具体的には、どのような配慮というか、そういうような縛りが出てくるわけですか。

【指導課長】

請願理由の1番に、教育基本法の第2条、教育の目的の中から何点か文言を取り出して請願理由が述べられておりますけれども、第2条については、第1項から第5項まで述べられておりますので、すべての精神をとらえて採択しなければならないということかと思うんですが、この請願ですと、特に伝統と文化を尊重し、我が国の郷土を愛する態度を養うと、その辺を重点的に述べられた特色ある教科書を選ぶべきだというふうな請願というふうにとらえられます。

【山本委員】

請願がもし受けとられた場合、どのように対処するというか、例えば、請願でこの方が言われているように、採択するときに、これを参考にしますよとか、そういうことでいいわけですか。

【総務課長】

請願の取り扱い、もし、これを採択ということになれば、そのような態度で委員の皆様が業務に当たっていくという意思表示になると思います。

例えば、市議会の例を出しますと、市議会であるのは、このような採択が出た場合に、それを実行するのは市長であったりするわけです。例えば、意見書を市から国に出してくださいなどという場合には、意見書を出すのは、市になります。ただ、市議会が採択するということになり、市議会が市長になりかわって意見書を出すということではありませんから、市議会が市長に国に意見書を出してくださいということは、市議会が市長に望むようなことになるんですね。実際に行うのは市長になります。

ただ、教育委員会に出された教科書に関するものですが、この請願を採択する当事者と教科書を採択する当事者がイコールになりますので、このような方針で行くという意思表示という効

果になると思います。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

【山本委員】

また後で意見を言います。

ありがとうございました。

【篠田委員】

ここに書いてある請願は、多分、このお話を請願理由のところの1とか2とか、本当にごもっともだと思うんです。

先ほど、事務局からお話がありましたけれども、同法2条の中の幾つかのところだけをピックアップして書いてありますので、これを採択してしまうと、これから教科書を選定する作業の中で、県のほうから来ていますけれども、各採択地区の実態を踏まえ、また、生徒が学びやすい、それから、指導する先生も指導しやすいということを踏まえると、これを採択するということは、私はどうかなというふうに思います。

これから選定されるわけですがけれども、そんな形に縛りを与えてしまうようなところがあるのではないかと。ここに書いてある請願のことは、本当にごもっともで、「道徳心を養う」、「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、」と、本当にそのとおりなので、この部分は何ら間違っているところはありません。

でも、この一連の請願を採択してしまうと、これからの教科書の採択が絞られてしまう。ましてや、1点にそういうものの教科書に絞られてしまうところがあるので、そういうことから見ると、子どもたちに教育しやすい、先生も指導しやすい、県からは、各採択地の実態を踏まえてとありますので、この請願は、本当に内容はごもっともで、そのとおりだとは思いますが、このまま採択するのは、逆に縛りを与えてしまうのではないかという気がいたします。

【石毛教育長】

今回の議会でも、ある議員さんから質問がありました。それは、歴史教科書に限ってではないんですが、教科書採択に当たって、いわゆる教科書の問題とか、学習指導要領に準拠したというような内容で、私が答弁したわけですが、そういう教育基本法の趣旨ですとか、学習指導要領の基本的な考え方、内容に留意することはもちろん当然ですが、県の教育委員会からの通知、いわゆる義務教育諸学校における平成24年度使用教科用図書採択について等を参考にすること。そして、教師にとって指導しやすい、また、子どもたちにとって学びやすい。もちろん、それは、船橋市内の教師や子どもたちということで、先ほど、篠田委員さんがおっしゃった実態に即しているところを具体的に申し上げたつもりですが、そういうことで採択に当たりたいと。

しかも、昨年、小学校の採択がありました。そのときにお知らせしたとおり、皆さん、そういう立場でいきたいと思いますということもありましたので、恐らく、今年も各委員さん、そういう立場で採択されると思いますというふうに申し上げております。

そこで、先ほど、総務課長のほうから採択された場合に、こういうふうになりますよという説明

の中で、私たちは採択する立場、決める立場ですね。その私たちが今、ここで、これを採択したとしますと、相当の強い影響力というか、認めて採択に当たらなければならないというふうに思うわけです。

そこで、私は思うんですけども、こういう文章というのは、解釈の仕方が、書いた本人と違う人とで、かなり差異が出てくる場合があります。そうすると、こういう請願は、こういう会議には余りなじまないのかなと。

逆の立場の意見も、私のところに十分来ているんですよ。それは、意見は意見として、私は聞きますけれども、どちらにも与しない、先ほど言いましたようなことを真っすぐに参考にしながら、しかも調査委員や採択委員の方々の意見を十分に尊重して、私は教科書採択の準備に当たりたいというふうに思っているところです。

【山本委員】

教育長が言われたように、いろいろなように解釈できるからいいんです。それこそ、今の菅首相ではないけれども、ああいう解釈、いろいろな仕方、玉虫色にぼやっとされているような感じのところもあるから、それは、こちらのとる主観でいいわけなので、それはそれで問題ないんじゃないかというふうに、私は思います。

もう一つ追加すれば、やはり、数学とか理科と違って、社会というのは、非常に主観性が混じるというか、そういうものであることは、これは仕方がないんじゃないかと思います。そういうことでは、この近藤さんが中学校の歴史・公民教科書というふうに、1つ具体的に言ってきたのも何となくわかるかなという感じはしますけれども、ただ、我々が、やはり、教育基本法の新しい、その中の「道徳心を培う」以下の、「公共精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」とか、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」とか、これに基づいてやるのは当たり前のことです。特に、今回の大震災があった後は、こういう感が物すごく強くしたんですけども、これは、次の世代にもぜひ、こういうことをやっていただかないと、本当に日本はこれからだめになっちゃうんじゃないかというふうに思いますので、私は、この方の意見は、やはり、尊重したいなというふうに思っております。

【中原委員】

各委員がおっしゃられたようなことと重なるところも大きいんですけども、私としては、これから行われる教科書そのものの調査作業が公平に、公正にと言ったらいいんでしょうか。本当に正しく進んでいくということを大事にしたいです。そのときに、やはり、私も自分の専門から言えば、子どもたちが学んでいくことにきちっと貢献できるような教材、教科書が採択されるべきだというふうに強く思うので、そういうことが粛々と進められるような形が望ましいというふうに思います。

【委員長】

私からも一言申し上げますと、私の主観から、この請願を見ますと、請願理由の3番というのが一番強く求められているのではないかと思います。どうしてそう思うかと言いますと、この方の

視点は、ある意味、一面的で、多面的ではないような気がいたします。保護者という立場からも、もちろん、請願理由の1番というのは、まさに、この今の時代は重要な部分だと思いますけれども、ややちょっと、この方の考え方には賛成できない部分がありますので、反対という気持ちであります。

そのほか、ご意見よろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

よろしければ、挙手により採択したいと思います。

なお、挙手しない方は、採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

請願第1号「中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願について」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【委員長】

賛成少数により、請願第1号については不採択とすることに決めます。

続きまして、議案第25号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

議案第25号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。
資料3ページから5ページをご参照ください。

改正の趣旨でございますが、現在、教育委員会会議の傍聴者の定員は、教育委員会会議定例会の開催されるこの教育委員室の広さと定例会への出席職員の人数の関係から5人となっているところですが、会議の公開を推進するという観点から、例えば、一部関係職員のみ出席により開催される臨時会等について、傍聴者席をふやすことが可能な場合、委員長の事前の判断により傍聴者の定員を変更することができるということと、傍聴希望者が多数に及んだ場合を想定し、定員を超えた場合の傍聴者の決定について厳正を期するため、先着順から抽選とするものでございます。

また、一部規則の改正漏れ等がありましたので、今回、あわせて改正するものでございます。

資料5ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項「傍聴人の定員は5人とし、原則として先着順とする。」の文言を「傍聴人の定員は5人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、この限りでない。」と改め、同条第5項を第6項とし、同条第4項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を第5項とし、同条第4項として、新たに「傍聴の申込者の数が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。」と加え、第8条中「14条ただし書」を「第14条第1項ただし書」と改めるもの

でございます。

なお、実際の運用では、該当するような会議開催の都度、委員長に傍聴者の定員数の変更について事前にご判断いただいた後、決裁での対応としたいと考えております。

また、決裁後はホームページに掲載し、市民の皆様幅広くお知らせしたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

この趣旨には全く異論はございませんけれども、この会議室はかなり手狭なので、5人を超えてもいいとしても、かなり限りがありますよね。大体何人くらいまでですか。

【総務課長】

事務局の職員の出席が少ない、特定の事案についてのみを行う場合には、職員の座席数をかなり減じることができますので、その減じた分くらいまでの余裕はあると考えております。

【中原委員】

議案により、それは変わるのでということですね。

【総務課長】

定例会の場合には、当然、説明に要する職員の数が多くなりますので、このような形になると思います。議案によって、考えたいと思っております。

【中原委員】

わかりました。

【委員長】

1つ質問ですけれども、先ほど、先着順を抽選にするというお話でしたが、その理由は、厳正なやり方のためというお話がありましたけれども。

【総務課長】

基本的には、今は開始10分前までに総務課に来ていただいて手続をしていただくことになっておりますけれども、例えば、課には早く来ていたんだよとか、そういう前着、後着の判断がつきにくいような場合もあると考えますし、また、先着順ということであれば、厳正以外の意味で、早く来ていただいて貴重なお時間をつぶしてもらおうようなことにもなりかねませんので、抽選という形で考えております。

【委員長】

抽選というのは、時間がかからないやり方でやるんですか。

【総務課長】

事前に準備しておきまして、基本的に開始10分前に来ていただくのは変えるつもりはございませんので、開会前の10分間で抽選できるように考えております。

【委員長】

わかりました。

よろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第25号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第25号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

平成24年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項につきまして、ご説明いたします。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めること。また、船橋市立高等学校管理規則第24条には、第1学年生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校は、千葉県の公立高等学校の1つであるため、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて、選抜事務を進めているところでございます。

また、選抜要項につきましては、6月29日までに千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議

におきまして、ご審議をお願いいたします。

昨年度、千葉県公立高等学校の入学者選抜におきまして、制度上の大幅な改変がございました。それは、「特色ある入学者選抜」と「学力検査等による入学者選抜」と呼ばれていたものから「前期選抜」、「後期選抜」と名称が全く異なったものとなるとともに、「前期選抜」におきましても、県統一の学力検査が実施されるものとなりました。また、選抜枠も大幅に変更され、普通科におきましては50%から60%、また、専門学科においては60%から80%までと拡大されました。

なお、今年度の公立入試制度におきましては、昨年度のような変更はございません。本市選抜要項も制度及び選抜内容は、昨年度と全く同様でございます。

それでは、確認のため、平成24年度の入学者選抜の概要についてご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

第1の募集定員につきましては、普通科240人、6学級分、商業科80人、2学級分、体育科80人、2学級分といたします。

第2の出願につきましては、他の公立高校との併願はできません。また、普通科におきましては、船橋市内が学区になります。専門学科の商業科、体育科は、学区が県内全域となっております。これ以外の入学志願者は、高等学校の校長承認が必要となります。

学区の詳細につきましては、20ページの通学区域に関する規則に示してございます。

次に、第3の「前期選抜」につきまして、ご説明いたします。

前期選抜での定員は、普通科におきましては、全体の募集定員の60%、144名、商業科及び体育科は全体の募集定員の80%、64名といたします。

次のページをご覧ください。

2 応募資格及び期待する生徒像等について、ご説明いたします。

(1)の応募資格 に、学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当するものとありますが、中学校を卒業したものと同等以上の学力があるものということでございます。

(2)期待する生徒像について、ご説明いたします。

各学科ともに、まじめに学習し、活動した中学生が受験できる内容になっております。普通科、商業科を受験するものは、志願理由書に志願する動機や理由、学校内外での活動や自分について伝えたい事柄を記入し、高等学校が定めた期待する生徒像の項目、普通科においてはアからエ、商業科においてはアからウに当てはまるものに対して自己表現を実施いたします。特に、前期選抜では、募集定員の半分以上を選抜枠としておりますことから、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。

12ページをご覧ください。

検査の期日は、平成24年2月14日及び15日でございます。第1日目、学力検査を国語、数学、英語、理科、社会について、各50分で実施いたします。第2日目、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適正検査を実施いたします。自己を表現するという検査方法により、人物に優れ、学習意欲に富み、先ほども触れましたが、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。体育科は、ご覧のとおり適正検査 と を実施いたします。

次に、選抜方法について説明いたします。

選抜方法は、調査書、志願理由書の書類審査と学力検査の成績、自己表現、面接、適性検査の結果を用いて判定します。特に調査書の評定については、13ページにあります算式1で算出した数値を選抜の資料といたします。

次に、選抜結果の発表及び日時につきましては、3月7日午前9時からでございます。

続きまして、前期選抜枠の一部として実施する特別入学者選抜について、ご説明いたします。

船橋市立船橋高等学校は、特別入学者選抜として、海外帰国生徒、中国等帰国生徒の2つの入学者選抜を実施いたします。一昨年まで実施されていまして海外帰国子女、中国等引揚者子女の名称を変更したものでありますが、この特別入学者選抜の志願者は、23年度におきましてはおりませんでした。海外帰国生徒は普通科のみ、中国等帰国生徒はすべての学科で実施いたします。

次に、後期選抜について説明いたします。

16ページをご覧ください。

後期選抜は、前期選抜において定めました選抜枠から残りの定員数を募集するものでございます。応募資格につきましては、前期選抜のものと同じでございます。提出書類は、入学願書、調査書、学習成績一覧表等となっております。提出期間は、平成24年2月23日及び2月24日になります。

3をご覧ください。

後期選抜は、1回に限り希望する学科の変更、または希望する高等学校の変更ができます。

17ページ、5の学力検査等の期日をご覧ください。

後期選抜の検査期日は、平成24年3月1日の1日のみといたします。

6の学力検査の内容は、国語、数学、英語、理科、社会、各40分の検査時間といたします。さらに、商業科では面接、体育科では適性検査を実施いたします。

7の選抜方法について説明いたします。

選抜の方法は、調査書、学力検査の成績及び面接や適性検査の結果や、18ページに示しました算式2を用い、また、アからエまでを資料として総合的に判定いたします。

最後に、第2次募集について説明いたします。

第2次募集は、後期選抜の一部として募集定員に1名でも満たなかった場合、実施いたします。普通科、商業科は、面接及び作文、体育科は面接及び適性検査を実施いたします。

以上で、平成24年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項についての説明を終わります。

なお、募集要項の資料を最後につけてございます。これまでご説明いたしました入学者選抜実施要項を要約した内容となっております。この募集要項は、市のホームページにも掲載する予定でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

前期選抜と後期選抜の学力試験の時間が50分と40分で違うんですね。これは、どういうことでしょうか。

【指導課長】

選抜担当の副主幹がおりますので、説明させてよろしいでしょうか。

【委員長】

はい、お願いいたします。

【指導課副主幹】

昨年度、大幅な制度上の改変がございまして、先ほど、課長のほうからご説明もございましたが、特色ある入学者選抜、これまでのものにつきましては、面接、作文等による選抜を行ってまいりました。後期におきましては、学力選抜50分の5教科の試験を実施してまいりました。

ところが、これまでの流れの中で、面接や調査書だけでは書かれない部分があるということで、前期選抜の中では、全県統一した50分テストを行うこととなりました。

ただ、日程上の問題もございまして、2月末にやるということは、結果等々を出すということ、その流れの中で50分、また、受験生等の人数を考えてみますと、枠のほうもかなり前期選抜から減じた数をとるということで、人数的にも非常に少なくなるわけがございます。その中で、限られた時間の中での実施ということで、時間のほうを40分としてございます。このことにつきましては、千葉県公立高校の1つであるという、先ほどのご説明もありましたように、千葉県の公立高等学校の入学者選抜実施要項に準じて行っておりますので、船橋市立船橋高等学校だけ50分で実施するというわけにもいきませんために、このような形になっております。

長くなりましたが、以上でございます。

【山本委員】

私は、後期選抜をやさしくして救済しているのかなと思ったんですけども、そういうわけではないんですね。

【指導課副主幹】

できるだけ子どもたちに夢を抱いてもらいたいし、できるだけ多くの子どもたちに願いをかなえてあげたいというところはございます。

ただ、決して、やさしくするということではございません。あくまでも選抜という観点で、我々は選ばなくてはいけないというところで見きわめも大切かと思っておりますので、今、委員がおっしゃったように、やさしくするというような観点はございません。

【山本委員】

わかりました。

【委員長】

私からすみません。22ページの募集要項なんですが、3番の前期選抜の四角の中、一番左に「提出書類等」、それから、6番の後期選抜の「提出書類等」とあるんですけども、この「等」というのは必要でしょうか。提出書類がこれこれ「等」ではないかと思うんですけども。「提出書類等」という項目でよろしいんですか。

【指導課長】

「等」とございますのは、このほかに欠席が非常に多いという場合、自己申告書ということをお自分でみずから書いて高等学校に提出することができますので、そういう場合を含めて「等」という表記になっております。

【委員長】

その場合ですと、提出書類の枠の中に書けばいい話ですよ。

【指導課長】

ごく一部の生徒が利用するものでございますので、個々の説明の中で説明しております。

【委員長】

項目としては、「提出書類等」と「等」が必要ですか。

【指導課長】

これ以外にもあるということを示す「等」でございますので、ご理解いただければと思います。

【委員長】

枠の中の一番最後に「等」と書いてあればいい。「個人成績一覧表等」と、そちらに書いてあるので、ここは提出書類の欄という意味では、この「等」は要らないんじゃないかと思います。

【指導課長】

ご指摘されたところは、改めたいと思います。

【石毛教育長】

本当にいいのでしょうか。例えば、書類だけではなくて、前日とか前々日に具合が悪いとか、そうすると校長が申し出るじゃないですか。こういう形で受けさせてくださいという場合もあるじゃないですか。私は、それで「等」が入っていると思います。だから、書類だけではなくて、現実に

あるでしょう。けがをしてしまったとか、風邪をひいてしまったとか、保健室で受けさせてくださいとか、提出書類のほかに、口頭で、あるいは電話で申し込む場合があるじゃないですか。だから、書類だけじゃないよという意味で「等」が入っているというふうに、私は理解しているんだけど、違いますか。

【指導課長】

今、教育長からご指摘を受けましたように、そのようにとらえていただければと思います。

【委員長】

保護者としては、やはり、募集要項というのは結構細かく読みますので、書類等と書いてあると、どういうふうに使っているのかわかりづらかったので、質問しましたが、そのような意味があるということですね。

あと、もう1点ですけれども、3番の前期選抜の提出期日受付時間が2月6日は4時半までで、2月7日は4時までと、この30分の差は何でしょうか。統一できないんですか。

【指導課副主幹】

この時間につきましても、千葉県公立高等学校の受付時間に準じたものでございます。それをあえて、1校だけ統一して16時、16時とする意味合いもないというふうに判断いたします。

【委員長】

わかりました。

【中原委員】

全く違った視点からのお尋ねなんですけれども、よろしいでしょうか。

募集要項の5番目に、中国等帰国生徒の個別入学者選抜というふうな記載があるんですけども、例えば、今、被災されて、福島からこちらにいられていて、入学したいというようなご希望があった場合には、どのように対応するかというようなことについては、今の時点ではどんなふうに検討されているのか、されていないのか、そのあたりも教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【指導課副主幹】

このたびの未曾有の大震災によりまして、実際、船橋のほうにも高等学校のほうで1名、被災された方がどうしてもご自分の目的を達成するために、市立船橋高等学校に入れてほしいと相談がございました。その折に、私のほうでは、あなたが住む近隣には県立高等学校がありますと、既にご案内のように、船橋市内には県立高等学校も数多くございますと申し伝えました。ところが、そのお子さんは、どうしても市立船橋ではないとだめだというお話でした。

県のほうからの通達で、できるだけ枠にとらわれることなく、弾力的に取り扱ってほしいとの通

知がでございます。そのことを受けまして、現1年生の中に1人入学してございます。

【中原委員】

今後も、そのように個別に入学を検討していくという形になるという見通しでしょうか。

【指導課副主幹】

本日、同席していただいております高等学校長のほうからも、非常に前向きに受け入れのほうを考えているという言葉をしていただいておりますので、今後もあった場合には、そのように対処していきたいと考えております。

【山本委員】

学区は、通学区域に関する規則というのが平成12年にできていますけれども、これを見ると、教育長が特にやむを得ない事情があると認めたものは、高等学校を志願することができるという一文があるので、これは、教育長がそのように認めればよいということだから、直接、そうしなくてもいいのかなど。教育長がいいというふうに認めたら、それはそれでいいのかなというふうに思うんですけれども。市船は、サッカーとかいろいろ強くて、ほかの県外からも来ている方もおられるんですか。以前は、ほかの県外からも結構来ているというのを聞いたことがあるんですけれども、今の実態はどうなんですか。

【船橋高等学校長】

以前の数は、私は存じ上げないんですが、推測ですけれども、以前と比べたら、かなり数は少なくなっていると思います。

ただ、一家転住という形で市船にということで越してこられて、入学して、現在、学校で生活している生徒がいるのは事実です。

よろしいでしょうか。

【山本委員】

以前は、一家でなくて、本人が下宿みたいな形で、ないしは、監督の自宅か何かに寄宿して、それで学校へ通っていた方がいたとかというのを聞いたことがあるんですけれども、今は、そういうのはないんですね。

【船橋高等学校長】

制度上、県のほうとの約束で、一家転住という形で願書を受理するときに書類を出していただいています。その形での入学ということで、その後、学校が取り扱う住所も、そこへの文書発送等に対応しているという現実です。

【山本委員】

私は、この第5条で、教育長が特にやむを得ないという項で、そうやっている方もいるのかなというふうに思ったんですが、そうではなくて、一家で、形だけでも住民票を移すという形なんです。

【船橋高等学校長】

ほぼご指摘のとおりです。

【指導課副主幹】

委員のほうから、先ほど、教育長の承認という第5条のことに触れられておりました。皆様、資料の20ページをお開きいただきたいんですが、この第5条に、「前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認められたものは、高等学校を志願することができる。」今まさに、委員は、このことを指摘されたのかなというふうに考えておりますが、実は、このことは、以前は、教育長承認、校長承認と2つの制度がございました。

ところが、21ページをご覧くださいと思います。今度は、船橋市立高等学校入学者志願の特例に関する要綱の第2条です。承認権限の委任というところで、教育長は、規則第5条、これは先ほどのことですが、に規定する承認の権限を船橋市立高等学校（以下、市立高校と言う）の校長に委任するということがございます。これは、平成16年9月1日からこれを施行したわけでございます。現在におきましては、教育長承認ではなくて、すべて校長承認としてこの事務を取り扱ってございます。

【委員長】

それでは、議案第26号「平成24年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第26号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項（1）から報告事項（4）までについて、指導課、続けて説明願います。

【指導課長】

（1）の報告事項について、報告いたします。

今年も3週間余りで夏休みになります。夏季休業中、毎年恒例の児童生徒の発表会がございますので、順次、報告させていただきます。

まず、船橋市小・中学校音楽発表会、通称、第33回サマーコンサートのお知らせでございます。

今年は、7月21日から3日間、船橋市民文化ホールを会場に、1日目、中学校器楽の部、2日目、小学校器楽の部、3日目、小・中学校合唱の部と、例年どおり3つの部で行います。公の場での発表は、子どもたちにとりまして久しぶりのことと思いますので、思い切った演奏が期待できるものと思います。多くの皆様方にお出でいただけたら幸いです。

続きまして、本年度の船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」は、平成23年8月31日から9月25日まで、アンデルセン公園子ども美術館で行われます。例年、夏休みの期間に実施しておりましたが、今年は、アンデルセン公園30周年行事が重なったため、9月実施となりました。この催しは、昭和40年代の「小中学校写生会巡回展」を発展させたもので、平成5年度に現在の名称「夢・アート展」に変更、平成12年度より会場を子ども美術館とし、今年で12回目の開催となります。どの作品も、児童生徒の夢や願いが生き生きと表現され、子どもたちの思いがストレートに伝わってくる場所が見どころでございます。

続きまして、今年度の船橋市中学校演劇部の夏の発表会でございます。

平成23年8月5日、6日に、船橋市民文化ホールで行います。船橋市中学校演劇部の発表は、春、夏、冬と年3回開催しております。夏は、船橋市民文化ホールの舞台ということで、特に熱が入ります。出場学校は、市立中学校7校と私立中学校1校の全8校の予定です。

最後に、JAXA宇宙飛行士、山崎直子氏特別講演会について報告をさせていただきます。

委員の皆様方もご存じのとおり、昨年4月より推進されております「船橋の教育」の中の教育振興ビジョンの基本方針に、「学ぶ意欲を育て、確かな学力の向上を図ります」とあります。また、その推進目標の1つに、「理数教育の充実」という内容がございます。このたび、その一環といたしまして、JAXA宇宙飛行士、山崎直子氏による特別講演会を開催することとなり、現在、学校教育部を中心に、当日に向け準備を進めているところでございます。

当初、講演会の目標人数を2,000人ぐらいと考えておりましたが、各学校からは5,000名を超える参加希望がございました。いかに、多くの方々に注目されているのかがうかがえます。当日は、山崎さんのお話により子どもたちが目を輝かせてお話を聞き、夢を抱いてくれることと期待しております。

会場の船橋アリーナには、ロケットの模型や宇宙ステーションの模型、また、宇宙服の複製の展示も行う予定でございます。また、数人の子どもたちには、山崎さんに質問するコーナーも計画しております。

教育委員の皆様方には、大変ご多用かと存じますが、ぜひ船橋アリーナへ足をお運びいただければと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

報告事項(2)についてですけれども、「夢・アート展」は、たしか昨年もかなり多くの方にいらしていただいて、子どもたちの作品をご覧いただいたんじゃないかと思うんですけれども、今回、夏休みではなく、9月にということで、そのあたりがどんなふうに影響してくるか、ちょっと注意をして見ていただきたいですし、あと、広報の活動なども、ちょっと工夫していかなければいけないかなと思いますので、よろしくお願いします。

【指導課長】

昨年度は4,665名の入場者数がありましたが、今年は平日にということもございますので、昨年度の人数は下回るのではないかと心配しておりますが、できるだけ広報活動に努めたいというふうに考えております。

【中原委員】

お願いいたします。

【山本委員】

報告事項(4)なんですけれども、新聞によると、山崎さんは妊娠されているんですね。ですので、そこら辺が何かあったときに大丈夫かなという気がするんですけれども。

【指導課長】

山本委員からご指摘いただいたことは、承知しております。JAXAと連絡をとりながら、ご本人様とも連絡をとっていただき、十分大丈夫だというご回答をいただいております。

【中原委員】

今の7月16日の件ですが、協力のところに、市立船橋高等学校というふうに記載されているんですけれども、また、高校生が頑張っているいろいろやったださる予定があるんでしょうか。

【船橋高等学校長】

先だって、学校教育部長のほうから、生徒のボランティアの依頼がございまして、本校のほうでJRCという活動と生徒会、それと別に、運動部、ソフト部のほうが応援したいということがありましたので、二十数名の生徒が受付及び東日本大震災の募金活動を計画しているような話がありましたので、そちらのほうの対応をやらせていただけるということでお話を進めさせていただいております。

【委員長】

ボランティアで参加していただける市船の生徒さんたちも、お話を聞けますか。

【船橋高等学校長】

枠をいただければ。それはまた、この後、相談してまいります。

【委員長】

ぜひ、お願いしたいと思います。

【船橋高等学校長】

生徒たちは希望しておりますので。

【委員長】

50人ぐらいですか。

【船橋高等学校長】

20人ちょっとです。

【委員長】

何とか、よろしくお願いします。

【委員長】

続きまして、報告事項(5)から報告事項(7)までについて、保健体育課、続けて報告願います。

【保健体育課長】

報告事項5、第47回船橋市中学校総合体育大会の実施計画について、ご報告いたします。

資料の41ページをご覧ください。

第47回船橋市中学校総合体育大会要項(案)が41ページから48ページにわたり記載されております。

詳細について読み上げませんが、一番わかりやすい資料として48ページをご覧ください。

大会の日程及び会場(案)が出ております。ここにございますように、今年度は、7月21日から25日の5日間で大会を開催いたします。25日につきましては、予備日として設定してあります。現在、大会に向けて、各専門部では大会運営の準備を進めているところでございます。後日、委員の皆様には、各競技で活躍する選手の姿をご覧いただけるように巡回希望の案内を出させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、一番下の16番、駅伝につきましては、期日が10月22日でございます。詳細が決まりましたら、また別途、案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

報告事項(6)(7)もお願いいたします。

【保健体育課長】

報告事項(6) 学校プールの実施についてでございます。

資料の50ページをお開きください。

本年度の学校プールにつきましては、福島第一原子力発電所の事故の影響により、実施が心配されました。このことにつきまして、51ページ及び52ページにありますように、千葉県教育庁教育振興部体育課学校体育室よりプール清掃及びプール指導に問題はない旨の情報提供をいただきました。

ただ、例年どおりの方法について、不安を感じる保護者もおられることから、50ページにございますように、1回目のプール清掃は教職員が行うこと。それから、小学校低学年が行うヤゴ取りについては中止とすることにつきまして通知を出しました。

また、54ページをお開きください。

54ページにございますように、水泳指導は、例年どおり実施すること、水の入れかえを計画どおり確実にを行うこと、大量の降下物があった場合は、保健体育課からの指示により対応することの3点について通知いたしました。

今日現在、小学校が51校、中学校が19校、水泳指導を開始しております。残りの学校も、今後、実施する予定でございます。

報告事項(6)については、以上でございます。

続きまして、報告事項(7)でございます。折り込みの資料をご覧ください。

この資料につきましては、環境部環境保全課から出ているものでございます。

船橋市では、今月3日、4日に、市内小学校、保育園、公園の11カ所における放射線量を測定しました。測定場所につきましては、表中にございますように、市内を北部、西部、中央部、東部、南部の5地域に分けて実施し、この中に小学校も5校入っております。

また、千葉県が今月7日に実施した数値につきましては、資料の表の下の段、2段にありますように、豊富小学校、飯山満南小学校の2校でございます。市及び県の実施した両方の結果から、文部科学省から発表された福島市内の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方の目安、さらには、放射線量低減策を実施する場合の指標を下回っており、現在、問題はないと判断しております。

続きまして、今日、配られましたA4の、昨日発表されました土壌の放射線量の検査結果についてご報告いたします。

この測定につきましては、先ほどの放射線量を測定しました同じ日に測定しております。測定場所につきましても、先ほどの市内11カ所でございます。土壌の放射線物質につきましては基準がないことから、国や放射線医学総合研究所の考えに基づき、土壌中の放射線量に換算した数値を載せてございます。

表をご覧ください。

左側の 、 、 が放射性セシウムを検出した量でございます。右側の 、 、 が1時間当た

りの実効線量ということで記載してございます。

先ほど申しました文部科学省の暫定的な目安から土壌入れかえなどの措置はとらないこととしております。

なお、放射性ヨウ素につきましては、全地点において検出されていないことを申し添えます。
以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

1つ伺いたいします。

報告事項(7)の測定結果の一番下、問い合わせ先の上ですけれども、次回調査期日は未定ですがとありますけれども、市民の声を聞く課とかにも、いろいろなところの土壌ですとか、大気の測定をしてくれとかいう意見が入っていますが、船橋市の測定について、今後、どのような予定でしょうか。

【保健体育課長】

この中で、一部、若干、数値が高かった北部地区につきましては、環境部のほうで週1回程度、継続して放射線量を計測するということになっております。

【委員長】

運動公園ですとか、アンデルセン公園ですとか、そういう人がたくさん集まるようなところの計測の予定はないですか。

【保健体育課長】

アンデルセン公園は計測しております。

【山本委員】

公式にプールは大丈夫ですよと言っても、市民の声を聞くと、かなり極端な親もいるようで、自分の子はプールの授業を受けさせないというケースが恐らく出てくるんじゃないかと思うんですけども、そういうものに対しての対応というか、それは、どういうふうに対応しているんですか。

【保健体育課長】

先ほど申しましたように、51校、19校が今日現在で実施しておりますが、まだプールに入らないという報告は受けてございません。

ただ、毎年でございますけれども、体調であるとか、病気を持っていたりとか、いろいろな形でプールに参加する、しないというプールカードみたいなものがございますので、そのことで水泳に参加する、参加しないということを判断していくものというふうに認識しております。

【山本委員】

病気や何かだと、それはそれでわかるんですけども、親の考えでプールは絶対受けさせないという人も当然出てくるんじゃないかと思うんですけども、それは欠席扱いにするとか、そういうのは決まっているんですか。

【保健体育課長】

見学をして学習するということになるかと思います。

【委員長】

そのほか、よろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（８）について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

キッズ船橋号について、ご報告します。

59ページをご覧ください。

平成10年より、船橋市が所有し、13年間、学習バスとして運行してきましたキッズ船橋号は、6月26日に記念乗車会を実施します。残念ながら、首都圏のマイナス規制により6月30日をもちまして学習バスの運行をやめ、廃車手続きをすることとなっております。2台とも20万キロ程度の走行距離で、排ガス規制のない地域では今後も十分運行できるものです。どこかで有効活用していただけないだろうかということで、今後のバスの活用につきまして、被災地への寄贈という方針で受け入れ先を探しておりましたところ、福島県相馬市と岩手県大船渡市より、それぞれ1台ずつバスの受け入れのお申し出がありました。

本日お配りしました追加の資料をご覧ください。

両市とも甚大な被害を受けております。避難所や仮設住宅からの児童生徒の登下校あるいは学校間の移動のために、ぜひバスを活用したいというお申し出でございます。

しかし、両市とも復旧に向けて取り組んでいる中、経済的にも人的にも余裕がないとのこと。そこで、船橋市がこの2台の車両整備と移送にかかる費用を負担し、被災地支援のためにバスを届けたいと考えております。届ける際には、船橋市内の小中学校の児童生徒から応援のメッセージも添えて送る準備をしているところでございます。船橋市からの被災地への大きな支援になるものと考えております。7月7日木曜日、午前9時半、市役所前にて出発式を行う予定でございます。1号車は相馬市へ、2号車は大船渡市へ向けて出発する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

大変いい報告で、とても嬉しく思います。

続きまして、報告事項（ 9 ）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

船橋市文学賞について、資料の 6 1 ページから 6 4 ページになります。

今年度で 2 4 回目を迎えます、この文学賞は、昭和 6 3 年に創設し、市民の文学活動の振興を図るため、市民より広く公募し、特に優れた作品を表彰している事業です。

募集内容につきましては、部門、応募資格、応募規定等、昨年と同様でございます。

応募期間は、6 月 1 5 日から 9 月 3 0 日までで、既に応募を開始しております。

6 4 ページに、各部門の選者を紹介しておりますが、選者につきましても、昨年度と同じ方々をお願いしております。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（ 1 0 ）及び（ 1 1 ）について、生涯スポーツ課、続けて報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項、2 点でございます。

まず、報告事項（ 1 0 ）ホタルの自由観賞会の実施報告についてご説明いたします。

資料の 6 5 ページでございます。

5 月 3 1 日火曜日から 6 月 5 日日曜日まで、運動公園内のホタルの里を市民に無料開放を実施いたしました。

ホタルの観賞会は、例年、同時期に開放しておりますが、今年につきましては、平年より 1 2 日

早い梅雨入りとなり、また、初日、2日目と気温が低く、ホタルの数が例年より少なかったです。また、後半は気温も上がり、数多くのホタルが宙を舞いました。

入場者数につきましては、天候の影響を受け、昨年度より下回り、総数で4,987人で行いました。また、雨天のため1日中止といたしましたが、特に週末の金曜日、土曜日は天候にも恵まれ、数多くの市民が来場され、ホタルを觀賞された子どもやお年寄りなどから喜んでいただき、成功裏に終了することができました。

なお、資料66ページには、ホタルを觀賞している様子などの写真がございますので、ご覧いただければと思います。

次に、報告事項(11)平成23年度学校プール開放事業について、ご報告いたします。

資料67ページでございます。

学校開放プールは、学校体育施設開放事業の1つとして、小学生以上の個人を対象に、7月25日から8月12日までを前期、中期、後期に分け、小学校、中学校、特別支援学校の56校で実施いたします。この学校プール開放に当たっては、子どもたちの安全を第一に、監視員4人を配置し、また、定員を超える場合は入場制限をするなど、監視業務を行います。また、監視員には、細心の注意を払うよう指導し、安全管理に努めてまいります。

なお、先ほど、保健体育課長より、学校プールについてご報告がありましたように、学校プール水の管理運営については、保健体育課を準じて実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(12)について、市民文化ホール、報告願います。

【市民文化ホール館長】

市民文化ホールでのNHK、Eテレ、旧3チャンネルの番組ですが、「スクール Live Show for TEENS」公開録画の実施についてです。

資料69ページから72ページをご覧ください。

この番組は、船橋市とNHK千葉放送局の共催で、教育テレビの新番組「スクール Live Show for TEENS」公開録画を文化ホールで行うものです。この番組は、中学生、高校生などが主役の新しいエンターテインメント番組で、毎回、中高生が吹奏楽やダンスなど音楽系のテーマに挑戦し、その道のスペシャリストの力を借りながら客席と一体となったパフォーマンスを行うライブになっ

ております。

今回のテーマは「オーケストラ」となっております。番組では、新しく中高生によるオーケストラを結成するコーナーが1つ、それから、当日は、県内の近隣高校3校、それから、中学校5校を含めた客席での演奏と2部の構成となっております。

当日は、最終オーディションから決定までの様子を収録して、新オーケストラのお披露目というコーナーもあります。オーケストラに青春をかける彼らの姿と、そのパフォーマンスの魅力を紹介する番組となっております。

ゲストは、東京フィルハーモニー交響楽団を迎え、音楽の盛んなまち、船橋の中学、高校の吹奏楽部や県内で高いレベルを誇る高校の吹奏楽部とのコラボレーションを繰り広げる予定となっております。

あわせて、NHKの番組放映を通じて、音楽が盛んな本市が全国で紹介されるいい機会になるということも期待しております。

この収録をされたものが2回に分けて放映されます。1回目は、8月5日の金曜日、2回目が8月12日の金曜日となっておりますので、ぜひ、皆さんにご覧いただきたいと思います。

高校につきましては、幕張総合高校、それから、成田高校、船橋啓明高校の3校、中学校につきましては、船橋中学、三田中学、葛飾中学、行田中学、前原中学が出演予定となっておりますので、ご覧いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(13)その他で、何か報告したいことがある方は、報告願います。

1点だけ報告します。

先日、新聞で、今、緑のカーテンを学校やいろいろなところで盛んにつくられていますけれども、ゴーヤとかヘチマとか、そういう実の大きなものが成る時期が秋だそうなんです。台風とかで、強風によって大きく揺れて、例えば、建物の窓ガラスに当たってガラスが割れてしまったり、落下して、下を歩いている人に被害が及んだりとか、そういうところもあると新聞に載っていましたので、情報ですけれども、対策をしていただければいいかなと思います。

【生涯学習部長】

公民館等、生涯学習施設21施設ほど、ゴーヤを張らせていただいておりますので、そういう形

で注意するようにいたします。

【委員長】

せっかくのいいことなので、よろしく願いいたします。

【学校教育部長】

学校関係の施設についても、同様に慎重に対応していきたいと思います。

【委員長】

よろしく願いいたします。

それでは、先ほど、非公開と決しました議案の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退席)

【委員長】

それでは、議案第27号について、学務課、説明願います。

議案第27号「船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第28号について、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第28号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第29号について、中央図書館、説明願います。

議案第29号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

本日予定しておりました議案等については終了いたしました。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。